

令和4年度第2回門真市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 令和5年2月15日（火）午後2時から3時

開催場所 門真市役所 本館4階 委員会室

議題 諮問案件

- ・令和5年度保険料率及び賦課限度額について
- ・出産育児一時金の引き上げについて

出席者 公益を代表する委員

小堀 栄子

大倉 基文

池田 治子

品川 幸子

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

西川 覚

柏木 直樹

磯和 均

山中 英典

被保険者を代表する委員

橋本 久美子

西野 紀代

木原 早智子

西川 亮彦

市及び事務局出席者 宮本市長

山本保健福祉部長

吉井保健福祉部次長

嶋田健康保険課長  
青木収納課長  
竹田健康保険課管理グループ長  
守岡健康保険課保険窓口グループ長  
岡本収納課滞納整理第1グループ長  
川部収納課滞納整理第2グループ長  
森田収納課管理グループ長  
松尾健康保険課主査

## 会議録

### 事務局：

ただ今より、令和4年度第2回門真市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。私は、保健福祉部健康保険課課長の嶋田でございます。よろしくお願いいたします。皆様には、ご多忙中にもかかわらず、ご出席いただき誠にありがとうございます。本協議会については、後日議事録の作成が必要であるため、録音させていただきます。あらかじめご了承ください。まず、委員のご紹介をさせていただきます。

公益代表といたしまして

摂南大学 看護学部教授の

小堀 委員 でございます。

市議会議長の

大倉 委員でございます。

同じく副議長の

池田 委員 でございます。

門真エイフボランタリーネットワーク 会長の

品川 委員 でございます。

次に、保険医又は保険薬剤師代表といたしまして、

門真市医師会 会長の

西川 委員 でございます。

門真市医師会 副会長の

柏木 委員 でございます。

門真市歯科医師会 会長の

磯和 委員でございます。

門真市薬剤師会 会長の

山中 委員でございます

次に、被保険者代表といたしまして、

橋本 委員 でございます。

西野 委員 でございます。

木原 委員 でございます。

西川 委員 でございます。

なお、任期は、令和4年8月1日から令和7年7月31日までの3年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で委員の皆様のご紹介を終わらせていただきます。

続きまして、本協議会の会長及び会長代行の選出をお願いしたいと思います。国民健康保険運営協議会の会長及び会長代行につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定により、公益を代表する委員のうちから選挙することとなっております。

何かご提案などはございませんでしょうか。

#### 委員：

以前から、本会を適正に運営いただいているということで、会長には、保健分野に精通し、識見豊かな、摂南大学の小堀委員。

会長代行には、ボランティア等で門真市に多大なご尽力いただいている、門真市エイフボランティアネットワークの品川委員に、それぞれ、引き続きお願いできたらと考えますがいかがでしょうか。

#### 事務局：

ただ今、会長に小堀委員、会長代行に品川委員とのご提案がございましたが、小堀委員に会長を、品川委員に会長代行をお願いすることにご異議はございませんでしょうか。

—— 異議なし、との声あり ——

#### 事務局：

ご異議なしとのことですので、会長に小堀委員、会長代行に品川委員で決定させていただきます。それでは、小堀会長、品川会長代行お席の移動をお願いいたします。

( 移 動 )

**事務局：**

それでは、門真市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定に基づき、小堀会長に会議の進行をお願いしたいと存じます。小堀会長よろしく申し上げます。

**会長：**

本協議会の会長を務めることとなりました「小堀」でございます。本協議会の各委員の皆様には、平素より、国民健康保険事業の運営に格別のご配慮、ご尽力を賜りまして心から厚くお礼申し上げます。円滑な会議の進行に努めてまいりますので、ご協力をよろしくをお願いいたします。それでは、まず、本日の委員の出欠状況について、事務局より報告をお願いします。

**事務局：**

本日の出欠状況をご報告させていただきます。本日の出席数は、委員総数12名中12名でございます。

以上、出欠状況の報告といたします。

なお、委員の皆様には、当協議会の「委員名簿」及び「規則」等を配布させていただいておりますので、後ほどご参照いただきますようお願いいたします。

**会長：**

事務局からの出欠報告のとおり、門真市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定する定足数に達しており、会議が成立いたしておりますので、ただいまから協議会を開催させていただきます。

まず、本日の会議録の署名委員2名でございますが、私から指名させていただきたいと思います。これにご異議はございませんか。

—— 異議なし、との声あり ——

**会長：**

ご異議が無いようでございますので、保険医又は保険薬剤師を代表する委員のうちから、山中委員、被保険者を代表する委員のうちから、西川委員を指名させていただきます。

お2人におかれましては、後日、本会の議事録が出来上がりましたら、事務局よりその

確認と署名のお願いに上がりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、協議会の開催にあたりまして、宮本市長よりご挨拶をいただきます。宜しく願いいたします。

**市長：**

皆様、お疲れ様でございます。

令和4年度第2回門真市国民健康保険運営協議会の開催にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

平素より、市政各般、とりわけ健康保険行政に対しまして、様々なご尽力をいただいておりますこと、心から感謝申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症で大変な時期を過ごしてまいりましたが、いよいよ3月13日からはマスクを着けての行動制限についても緩和されるお話が出てきており、5月8日には2類相当から5類の方に移行し、季節性インフルエンザと同様の扱いになっていくということで、ポストコロナ・アフターコロナというカタチで社会が変わっていくのではと思っております。

その中におきましても、本市の国民健康保険に関しましては、平成18年度には約58億円の累積赤字を抱えて非常に厳しい保険運営でありましたが、令和2年度に皆様のご尽力もありまして、無事に累積赤字を解消することができました。

今後2025年問題と言われるように団塊世代の方々が後期高齢に移ってまいります。その中で、いかに市として健康増進、とりわけ健康寿命の延伸をどのように取り組んでいくのかということで、国民健康保険の在り方自体も変わっていかないといけないのではないかと思っております。また、令和6年度には大阪府下全体における保険料の統一もスタートしてまいりますので、皆様に様々な観点からご意見賜りまして、適切な保険運営に努めてまいりたいと思っております。

本日諮問いたします案件は、「令和5年度保険料率及び賦課限度額」、「出産育児一時金の引き上げ」についてであります。皆様のご意見を賜りながら健康保険行政を進めてまいりたいと思っておりますので、本日はよろしくお願いいたします。

**会長：**

ありがとうございました。

次に、市長から諮問を受けたいと思います。宜しく願い致します。

—— 市長、諮問書を朗読し、小堀会長に手渡す ——

会長：

宮本市長におかれましては、ここで他のご公務のため退席されます。  
ありがとうございました。

市長：

それではよろしく願いいたします。

—— 市長退席 ——

(諮問書の写しを各委員に配布)

会長：

続きまして、事務局より参加者の紹介をお願いいたします。

事務局：

事務局メンバーを紹介させていただきます。

保健福祉部長の山本でございます。

保健福祉部次長の吉井でございます。

収納課長の青木でございます。

健康保険課管理グループ長の竹田でございます。

健康保険課保険窓口グループ長の守岡でございます。

収納課滞納整理第1グループ長の岡本でございます。

収納課滞納整理第2グループ長の川部でございます。

収納課管理グループ長の森田でございます。

健康保険課管理グループの松尾でございます。

以上でございます。

会長：

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。

まず、市長より、先ほど当協議会に対し諮問がありました

1. 「令和5年度保険料率及び賦課限度額について」の件でございます。

事務局より、諮問内容について、説明をお願いいたします。

## 事務局：

諮問案件(1)「令和5年度保険料率及び賦課限度額について」ご説明させていただきます。

お配りしております資料1、「〈諮問案件〉令和5年度保険料率及び賦課限度額について」の「1. 国民健康保険の財政運営の仕組み」をご覧ください。

国民健康保険制度は、30年4月から、新制度に移行しており、保険料の賦課総額や保険料率の算定方法等が変わっております。

30年度からは、府が財政運営の責任主体となり、事業費納付金及び保険給付費等交付金の仕組みが導入され、保険給付に必要な費用は全額、府から保険給付費等交付金として、市に支払われることになっております。そのことにより、各市町村において安定的な国保財政運営が図られているところです。

一方、保険料については、府が算定した市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）に基づき市が賦課・徴収し、集めた保険料は一般会計からの繰入金とともに、事業費納付金として府に納付することになります。

また、コロナ禍の診療控えからの回復・反動傾向による医療給付費等の増加、団塊世代による後期高齢者医療制度への移行等による支援金の増加、介護給付費の増加等の状況にあり、被保険者の皆さんの保険料負担については、令和5年度においても大変厳しいものとなることを見込まれております。

なお、大阪府においては、令和6年度から府内市町村の保険料率を統一することとなっており、本市の保険料率については、統一保険料率に向けた段階的な設定を行っているところではありますが、令和6年度の統一保険料率につきましても大変厳しい状況が予想されることから、今回統一保険料率に近づける形で設定しております。

「2. 保険料」をご覧ください。

保険料は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の3つから構成されております。この点は新制度前と同じでございます。

医療分とは、医療給付費などの費用に充てられる保険料です。

後期高齢者支援金分とは、後期高齢者医療保険制度を支えるための保険料です。

介護分とは、40歳～64歳の介護保険の第2号被保険者の保険料です。

次に2ページの「3. 保険料の賦課総額」をご覧ください。

保険料率を算定するにあたっては、まず、「保険料の賦課総額」を算出する必要があります。30年度からは、府が保険料の賦課総額を算出することとなっております。算出方法に

については、概ね2ページ上段の表のとおりでございます。

医療分については、保険給付費や事業費納付金などから、保険給付費等交付金や国の補助金等を差し引いた額となり、支援金分及び介護分については、事業費納付金から府などの補助金などを差し引いた額が保険料の賦課総額となります。

次に、「4. 保険料率の算定」をご覧ください。

保険料においては、受益に応じた負担である応益原則と、負担能力に応じた負担である応能原則が取り入れられているため、保険料の賦課総額については、賦課割合を定めたいうえで、応益負担部分として均等割総額及び平等割総額、応能負担部分として所得割総額に按分することになります。

なお、新制度の保険料算定方式は、医療分と支援金分は、所得割、均等割、平等割の3方式、介護分については、所得割、均等割の2方式であり、本市においては新制度前からの変更はございません。

所得割総額を令和5年度被保険者の基準総所得金額の見込み額で除した値が所得割率となります。なお、基準総所得とは、所得から基礎控除額として43万円を控除した後の額です。

また、均等割総額を令和5年度の被保険者数の見込み値で除した値が均等割額、平等割総額を令和5年度の世帯数の見込み値で除した値が平等割額となります。

なお、介護分につきまして、平等割を賦課していないため、所得割率と均等割額を算出いたします。

これらの算定方法により、府が示した令和5年度の統一保険料率が2ページ下段の「保険料率との比較」の表のとおりでございます。本市の4年度保険料率と比較しますと、医療分、支援金分、介護分において、介護分の限度額以外のすべての部分で統一保険料率の方が高くなっていますが、応能分である所得割より応益負担分である均等割と平等割に統一保険料率との大きな差があります。

したがって、令和6年度に統一保険料とするためには、門真市としまして、今後、均等割及び平等割の応益割部分を段階的に上げる必要がございます。

この要因の一つとしましては、新制度における賦課割合が大きく変わっていることにあります。

新制度においては、国が示す所得係数等を基準に府が「標準的な応益割と応能割の割合」を算定することになっています。

応能割の割合については、全国平均の一人当たりの所得金額を基準に算定された府の所



得係数 $\beta$ を基準に算定されます。

その結果、新制度前は「1 : 1」としていた応益割と応能割の割合が、新制度においては「1 :  $\beta$  (0.8程度)」となることで、応益割部分に係る賦課総額が大きくなることとなります。

また、応益割部分における均等割部分と平等割部分の割合についても、本市においては、新制度前は「70 : 30」としていましたが、多子世帯等の負担軽減の観点から「60 : 40」に変わっています。

3 ページ中段の「保険料賦課割合」において、現行保険料率と統一保険料率における賦課割合を示しておりますが、平等割に係る賦課割合が大きくなっていることがわかります。

したがって、統一保険料率に基づく保険料は、応益負担部分に係る保険料賦課割合が大きくなることにより、所得の少ない世帯の保険料が大きく増加することが見込まれることから、本市国民健康保険においては、保険料の急激な変化を抑えるために、激変緩和措置を講じているところでございます。

次に、「5. 激変緩和措置」をご覧ください。

新制度による算定方法の変更等に伴う統一保険料率により保険料を算定した場合、本市国民健康保険においては、低所得の被保険者の保険料負担が上昇するため、平成30年度～令和5年度の間において、次の2つの激変緩和措置を講じることとしています。

1 つ目は、府の公費による激変緩和措置でございます。

新制度移行に伴い、本市国民健康保険においては、一人当たりの保険料収納必要額が上昇するため、府の公費による激変緩和措置を受けてきました。具体的には、医療分、支援金分、介護分のそれぞれについて、平成28年度の保険料に自然増分を加味し、当該年度の保険料との差額に応じて算定され、個別の市町村に充てられていました。しかし、令和2年12月に大阪府運営方針が改定され、今まで個別の対象市町村に激変緩和措置額を充てていたものを令和3年度から府内全市町村に全面拡大することに決定となりました。そのため、本市のように今まで激変緩和措置額のシェアが高い市町村につきましては、経過措置として、府から経過措置額が交付されることとなりました。

今回大阪府より示された経過措置額約2,000万円を医療分・支援金分・介護分に市独自の方法で按分しております。

具体的には、3 ページ下段の表のとおり、府の経過措置額により、保険料必要総額の引き下げを行うこととしています。

2 つ目は、賦課割合の段階的な変更による市独自の激変緩和措置でございます。4 ペー

ジ上段の表をご覧ください。

統一保険料率における賦課割合に変更した場合の、応益割部分に係る保険料賦課総額の急激な上昇を抑えるため、賦課割合については、平成30年度～令和5年度にかけて段階的に変更しているものでございます。

激変緩和措置として、段階的な賦課割合の変更を講じることにより、令和5年度保険料率の算定に係る賦課割合は、医療分については所得割分が44.3%、均等割分が34.0%、平等割分が21.7%、後期高齢者支援金分については所得割分が44.6%、均等割分が33.8%、平等割分が21.6%、介護分については所得割分が46.0%、均等割分が54.0%となり、これらの賦課割合に基づき、所得割総額、均等割総額、平等割総額を算出しようとするものです。

次に、「6. 基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額の引き上げ」をご覧ください。

基礎賦課限度額とは医療分に係る限度額のことです。

新制度以後の賦課限度額につきましては、各年度において、府が市町村標準保険料率を算定し、市町村に通知した日において施行されていた国民健康保険法施行令に規定される額を超えることができないものとされております。

令和5年度の医療分及び支援金分に係る限度額については、令和4年度税制改正の大綱による国民健康保険法施行令の改正に伴い、医療分65万円まで、支援金分20万円までそれぞれ引き上げることが可能となっています。

国民健康保険においては、コロナ禍の診療控えからの回復・反動傾向による医療給付費等の増加、団塊世代による後期高齢者医療制度への移行等による支援金が増加しており、また、低所得者が多く所得総額の増加を見込むことが難しいことから、限度額を引き上げないとすれば、中間所得層の負担がより重くなってしまいます。そのため、高所得者層の負担は重くなりますが、中間所得層に配慮した保険料率を設定するために限度額の引き上げを行おうとするものでございます。

また、令和5年度の市町村標準保険料率においても、限度額の引き上げがなされているところでもあります。

引き上げの具体的な内容としましては、医療分に係る限度額を現行の63万円から65万円に2万円引き上げ、支援金分に係る限度額を現行の19万円から20万円に1万円引き上げるものでございます。

5ページの下段に限度額を引き上げた場合のイメージ図がありますので、ご参照ください

い。

次に「7. 令和5年度保険料率」をご覧ください。

以上の算定方法により、令和5年度の保険料率は、医療分の所得割率が9.31%、均等割額が33,740円、平等割額が31,790円、支援金分の所得割率が3.01%、均等割額が10,580円、平等割額が9,990円、介護分の所得割率が2.63%、均等割額が19,230円となります。

つづきまして、「資料2」をご覧ください。

上段が令和5年度の新料率、中段が令和4年度の料率、下段が増減を示した表でございます。

前年度と比較しますと介護分の限度額以外のすべての項目で増となっております。

つづきまして、「資料3」をご覧ください。

こちらは世帯数と基準総所得金額の階層ごとに年間保険料を試算し、前年度と比較した表でございます。

中段以下の6つの表は、左側が介護分ありの世帯で、右側が介護分なしの世帯をモデルケースとして示しております。

また、それぞれ上から1人世帯、2人世帯、4人世帯のモデルケースとなっており、基準総所得ごとの年間保険料を試算し、前年度との差額を記載しております。

各表の右上に「軽減」という項目がございますが、これは国の法律で定められた法定軽減をあらわしています。

前年中所得が一定基準以下の世帯は、均等割・平等割を所得に応じて7割・5割・2割軽減するという制度で、軽減の欄に7割などの記入がされているものについては、それぞれ軽減が適用された後の保険料を表記しています。また、令和4年度から未就学児の均等割軽減制度が開始となり、未就学児に伴う均等割額が半額となります。軽減の欄に未就学児5割等記入がされているものなどが該当いたします。

令和5年度は、資料2の前年度との比較でみていただいたとおり、介護分の限度額以外のすべての項目で増となっている影響により、前年度と比べて年間保険料が増加することとなっております。

例えば、1人世帯（介護分あり）につきましても、基準総所得50万円で年間12,530円の増額、年間100万円で18,620円の増額、150万円で年間22,570円の増額となっております。

また、参考資料として、北河内7市の令和4年度の保険料(税)率の一覧表をお配りしておりますので、ご参考にしてください。

料率決定に際しまして、より一層の歳入の確保、歳出の抑制について、引き続き行って

まいりますので、只今ご説明いたしました料率で、何とぞご理解をいただきますようお願いいたします。

令和5年度保険料率及び賦課限度額についての説明は以上でございます。

**会長：**

説明が終わりました。

何か、ご意見等はございませんか。

——審 議——

**会長：**

意見がないようですので、諮問案件の1. 令和5年度保険料率及び賦課限度額については、事務局の説明のとおり、保険料率については、医療分を所得割9.31%、均等割33,740円、平等割31,790円、後期高齢者支援金分を所得割3.01%、均等割10,580円、平等割9,990円、介護分を、所得割2.63%、均等割19,230円。

賦課限度額については、医療分を65万円、後期高齢者支援金分を20万円、介護分を17万円とすることについて、ご異議ございませんか。

——異議なし との声あり——

**会長：**

ご異議なし、とのことですので、諮問案件1. 令和5年度保険料率及び賦課限度額については、事務局の説明のとおりとします。

次に諮問案件2. 出産育児一時金の引き上げについて説明をお願いいたします。

**事務局：**

諮問案件2 出産育児一時金支給額の引き上げについてご説明させていただきます。

資料4をご覧ください。

国の社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」において、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令の一部が改正されました。この改正に伴い、出産育児一時金の支給額を現在の408,000円から488,000円に引き上げるものでございま

す。

只今ご説明いたしました金額で、何とぞご理解をいただきますようお願いいたします。  
出産育児一時金支給額の引き上げについての説明は以上でございます。

**会長：**

説明は終わりました。何かご意見等ございませんでしょうか。

—— 審 議 ——

**会長：**

意見がないようですので、諮問案件の2. 出産育児一時金の引き上げについては、事務局の説明のとおり、「488,000円」とすることについて、ご異議ございませんか。

—— 異議なし との声あり ——

**会長：**

ご異議なし、とのことですので、諮問案件2. 出産育児一時金の引き上げについては、事務局の説明のとおりとします。

それでは、私の方より、答申書を作成し、後日、市長に答申いたしたいと思えます。諮問案件は以上です。

続きまして、「その他」について、事務局より何かございますか。

**事務局：**

資料5をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応として、令和3年度から引き続き令和4年度においても、国からの通知に基づき、2点実施しております。

まず1点目が、傷病手当金の支給でございます。

対象者としましては、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または感染の疑いによる療養のために休業した方で、連続して4日間以上労務に服することができず、その期間の給与の全額、または一部が支給されなかった方になります。

適用期間は、令和2年1月1日から令和5年3月31日の間としており、令和4年度における適用件数は、令和5年1月31日時点で、121件、合計支給額は、3,877,273円でご

ございます。

2点目が、減免でございます。

対象者とその減免額としましては、新型コロナウイルス感染症により世帯のうちの主たる生計維持者が死亡された、または重篤な傷病を負った場合、その世帯の方については、保険料の全額を免除いたします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の当年の事業収入等が前年と比較して30%以上減少することが見込まれる場合で、一定の所得要件を満たしている場合は、その世帯の方については、主たる生計維持者の前年の合計所得に応じて、保険料の一部または全額を減免いたします。

対象となる保険料としましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来するものとしており、令和4年度における適用件数は、令和5年1月31日時点で、53件、合計減免額は、12,841,680円でございます。

なお、国において、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置付ける方針が示されたことにより、傷病手当金の支給については5月7日までに感染した場合を対象とし、減免については令和4年度分の保険料までを対象とすることとされております。

**会長：**

委員の皆様、何かご意見等はございますか。

—— 審 議 ——

**会長：**

それでは、ご意見等ございませんようですので、本日の会議は、終了とさせていただきます。

本日は、貴重なご審議を賜りましてありがとうございました。

皆様にご協力をいただき、円滑な議事進行ができましたことを御礼申し上げます。

今後ともよろしく、ご協力の程、お願いいたしまして、協議会を閉会といたします。

ありがとうございました。

—— 国民健康保険運営協議会・終了 ——

以上の会議録に相違なきことを証するためにここに署名する。

運営協議会会長

小堀 栄子

保険医又は保険薬剤師代表委員

山中 英典

被保険者を代表する委員

西川 亮彦